

通勤手当支給規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人養育福祉会給与支給規定第2条、パート就業規則第49条及び通勤手当支給規定第2条により、職員に支給する通勤に伴う手当に関して必要な事項を定める。

2 この規程で「職員」とは、正職常勤職員、準常勤職員、パート職員、嘱託員とする。

（定 義）

第2条 この規程において「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と保育園との間を往復することをいう。

（通勤距離及びその測定方法）

第3条 通勤距離は、職員の住居から保育園に至る経路のうち、一般に利用し得る最短の距離により測定する。

（届 出）

第4条 職員は、園長に通勤の方法、経路による通勤届[通勤実態調査票]（就規第17号様式）を提出しなければならない。

（変更時の報告）

第5条 職員は、住所変更、交通機関の廃止、減線、新道路の敷設、その他の理由により、通勤距離及び通勤手段の変更があった場合には、速やかに園長に通勤の方法、経路による通勤届[通勤実態調査票]（就規第17号様式）を再度提出しなければならない。

（支給範囲）

第6条 通勤手当は、第3条の規定による経路の長さが、第7条(通勤手当額の算出の基準)に該当する者に支給する。

（自家用車での通勤）

第7条 通勤にマイカーを使用する者は、別に定めるマイカー通勤・業務使用規程を適用し、これに定める申請書を提出しなければならない。（就規第18号様式）

- 2 居住地等の事情により、通勤に有料道路等を用いる必要がある場合は、申請書にその旨を記載し、提出しなければならない。
- 3 一般職(シフト勤務従事者)について、有料道路の使用料については、申請により認められた道路料金[片道で一番安価な額]×6回分を支払う。但し4,000円を上限とする。
- 4 管理職（園長等、俸給表(1)～(2)該当者）について、有料道路の使用料については、申請により認められた道路料金[片道で一番安価な額]×15回分を支払う。但し28,000円を上限とする。

（通勤手当額の算出の基準）

第8条 通勤手当の額は、交通機関の運賃、時間、距離等に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法による運賃の額によって次表のように定める。

種 類	通勤手当の月額
交通機関	全額支給限度額 12,000円、これを超える額については、 1/2加算額を加えた最高支給限度額 15,000円
自動車・自転車 その他交通用具	片道2キロメートル未満 車で通勤の場合 1,500円
	片道2キロメートル以上5キロメートル未満 2,200円
	片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
	片道10キロメートル以上15キロメートル未満 6,600円
	片道15キロメートル以上20キロメートル未満 8,500円
	片道20キロメートル以上25キロメートル未満 10,300円
	片道25キロメートル以上 12,900円

交通機関の支給については、園長が相応の妥当性を認めない限り支給しない。

片道2キロメートル未満で通勤手当を希望する者は、必ずマイカー通勤申請を行い、園長より承諾を受ける必要がある。

（定期券）

第9条 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる最長の通用期間（その期間を3ヶ月とする）の定期券（級区分があるときは最低の級による）の価格を最長の通用期間の月数で除して得た額とする。

交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間について通勤21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるものとする。

（支給の始期及び終期）

第10条 支給の始期は、通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（通勤手当の要件を具備するに至った日が月の初日であるときは、その日の属する月）とする。

2 支給の終期は、通勤手当の要件を欠くに至った日の属する月とする。

3 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

（支給の割合）

第11条 通勤手当は、通勤手当受給職員が、月の1日から末日までの期間の勤務した日数に対して、次の割合で支給する。

通勤日数	支払割合
0日～4日	0/100
5日～9日	50/100
10日以上	100/100

（支給できない場合）

第 12 条 通勤手当受給職員が、月の 1 日から末日までの期間で出勤が 5 日以下だった場合、その月の通勤手当は支給しない。

（事後の確認）

第 13 条 理事長は、現に通勤手当を受けている職員について、その者が通勤手当受給職員たる要件を具備するかどうかおよび通勤手当の月額が適当であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、または通勤の事情を実地に調査する等の方法により、随時確認する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成19年4月1日から適用する
- 3 この規程の改正は、平成20年4月1日から適用する。
- 4 この規程の改正は、平成22年4月1日から適用する。
- 5 この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。
- 6 この規程の改正は、平成25年3月30日から適用する。
- 7 この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。
- 8 この規程の改正は、平成30年4月1日から適用する。
- 9 この規則の改正は、令和2年4月1日から適用する。

特記 この規程の改正は、職員の代表者の意見を聞いて行う。